

第82回全国大会小特集 パネル
近代日本の都市庶民金融—東京市芝区T質店の研究—

戦前期東京における質屋業の統計的分析

杉山 伸也

本稿は、『東京市統計年表』、および東京市役所、日本銀行、東京質屋組合等による質屋に関する調査を利用して、1906～38年における東京市の質屋業者数と経営規模、貸出・受戻・流質額および口数、貸出金額別内訳、市区別の経営状況などの主要指標について考察したものである。質屋業は徳川時代に確立していた業種で、幕末・維新期の混乱で減少したあと増加し、ピーク時の1918年には1,334店に達したが、1923年の関東大震災で約3分の1に激減した。質屋は、動産を担保に庶民向けの短期の小口金融をおこなう地域住民密着型の金融機関で、運転資本規模は2～3万円の小規模ビジネスであり、大半が個人・家族経営であった。質屋の主要業務は質物の鑑定評価と入質による利子の取得で、利率は質屋取締法で30～48%に決められていた。質屋の経営は1922年までは順調であったが、23年の震災で大打撃をうけた。その後若干回復をみたものの、1930年代初めの不況を機に経営の小規模化と質物の小口化がすすみ、資本回転率は1920年代の年3回転から30年代には2回転に減少して利益率は低下し、質屋経営は悪化した。

はじめに——質屋業の統計および調査

近代日本において質屋業は、衣類・装飾品（貴金属）・書籍など主として動産を担保に小口の資金融通をおこなう庶民の金融機関として不可欠の存在であった。本稿では、戦前期の東京市旧市部¹⁾15区における質屋の営業状況について東京市編『東京市統計年表』（1902年以降）を利用してマクロ・レベルで検討するとともに、日本銀行、東京市、東京質屋組合などによって随時実施された質屋業に関する調査を併用して、戦前期の東京市の質屋業の動向と特徴を明らかにしたい。

質屋に関する全国統計は、『帝国統計年鑑』や『府県統計書』に依拠した渋谷隆一・斎藤博によるデータベースがあるが、東京府については1878年～1894年の統計があげられているのみである。東京市における質屋業に関する統計は、東京市役所による東京市編『東京市統計年表』および東京市役所統計課『東京市産業統計年鑑』（1928年以降）として公表されている。『東京市統計年表』では1905年の統計が欠けているので、本稿では、日露戦後の1906年から質屋業に

- 1) 東京市旧市部は、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川、本郷、下谷、浅草、本所、深川の15区である。東京市は1889年に市制が施行され、1920年4月に豊多摩郡・内藤新宿町、32年10月に荏原郡・品川町・目黒町・羽田町など近郊5郡82町村が編入されてあらたに20区（新市部）が創設され、さらに36年10月に北多摩郡千歳村および砧村が世田谷区に編入された。1906年以降31年までの東京市の現住人口は、1923年をのぞいてほぼ200万人前後で推移していた。
- 2) 渋谷隆一・斎藤博『府県別質屋業統計』現代経済研究所（調査資料第1号）、1968年8月、22頁。

【大会小特集 パネル】 戦前期東京における質屋業の統計的分析 (杉山伸也)

対する営業統制の強化される 1938 年までの時期を分析の対象とする。³⁾

東京の質屋業に関する主な調査には、日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」(1913 年 7 月)⁴⁾、竹内秀次郎「東京市内質業に関する統計調査」(1918 年 2 月)⁵⁾、東京市役所『質屋業ノ統計調査』(1926 年 3 月)⁶⁾、東京市社会局会社部「東京市内及郡部に於ける質屋に関する調査」(1926 年 10 月)⁷⁾、東京市統計課「市内質屋に関する調査」(1930 年 2 月)⁸⁾、東京市役所編『無産者金融機関としての質屋の研究』(1931 年 2 月)⁹⁾、東京質屋組合による調査 (1934 年 11 月)¹⁰⁾がある。¹¹⁾これらの調査は、特定年に関するものであるため、マクロ的趨勢のなかでの位置づけられる必要がある。

1 質屋のビジネス

(1) 質屋業の業態

質屋の起源は大宝年間にまでさかのぼるといわれているが、質屋業が広範にみられるようになり制度的整備がおこなわれたのは徳川時代であった。寛永～元禄期には大坂や江戸で質屋組合・質屋会所・質屋総代がおかれ、また質入・貸金利率などの標準化がはかられ、質屋業は業態とし

-
- 3) 東京市による統計は、毎年各区役所を通じて各業者に調査・報告をさせたものであるが、営業の実態が明らかになり、徴税資料として利用される可能性があるなどの危惧がつよく、調査自体に限界があった。1923 年の統計は、関東大震災により日本橋および深川 2 区の関係資料が焼失したために、その分、若干過小評価になっている。
- 4) 日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編、第 25 巻、大蔵省、1961 年、所収。この調査は、1910 (明治 43) 年前後の時期を対象に、質屋の「下級民ノ生活上、家計上ノ金融機関タル機能」を「社会政策的見地」から調査したものである (同書、87 頁)。
- 5) 『統計集誌』第 444 号 (1918 年 2 月)。質業組合に依頼して各区質業組合加入の 1,100 店 (質屋業者総数の 83%) を対象に実施された調査で、1916 年 12 月末現在の統計。
- 6) 東京市役所による震災後の 1924 (大正 13) 年についての調査であるが、東京市編『東京市統計年表』にも 1924 年の詳細な統計が掲載されている。
- 7) 日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編、第 25 巻、所収。調査時期は、1925 年 2 月末。
- 8) 1928 年についての調査・分析 (手書ガリ版)。
- 9) 各区役所による 1930 年 10 月現在での市内質屋業者についての直接調査。
- 10) 東京質屋組合質屋利子調査研究委員会『質屋利子の研究』東京質屋組合、1934 年。1932 年を調査対象年として、33 年 8 月に実施された調査で、調査対象は「大東京」の組合員 1,251 店 (うち回答数 796 店) で、旧市部 15 区は 621 店 (回答数 410 店) であった (同書、317-420 頁)。
- 11) そのほか、1934 年についての東京市監査局統計課「本市に於ける営利質屋の概況」『東京市産業時報』第 2 巻第 1 号 (1936 年 1 月) は、「市内営利質屋の調査」『東京市公報』(1935 年 11 月 12 日) および「東京市内に於ける営利質屋の業況」『質屋月報』第 67 号 (1935 年 12 月) として調査概要が再録されている。また、36 年の調査として、東京市企画局統計課「市民の質屋利用状況」(1) (2) 『東京市公報』(1937 年 12 月) がある。

東京市による統計をめぐるのは、行政と質屋業者のあいだで解釈の相違もみられた。質屋業者の側からみれば、東京市役所の統計調査は「その発表にあたっては、甚だしく誤った解釈がそれらの数字の上に組み立てられてあたり、そこから抽出される結論は従つて質屋業者にとり不当に不利であるものが多かつた」という (東京質屋組合『質屋利子の研究』316 頁)。たとえば、1913 年の日本銀行「質屋ニ関スル調査」は、質屋の「所得ハ莫大ナルヘキヲ察知スヘキナリ」(103 頁) と指摘し、結論では、高金利や月割り利息計算法の不当性、転質の弊害、流質や質物の自由処分、消費金融による産業資金の障害などをあげて「私営主義」の弊害を強調し、「質業公営主義」を主張している (105-108 頁)。また、1926 年 5 月の東京市社会局会社部の調査では、運転資金と貸出高との比率が誤って記載されている (1054 頁)。

てもすでに確立していた。

明治以降、徳川期の商慣習を基礎に法的整備がすすめられた。1872年11月には国立銀行条例(太政官布告第349号)が公布され、73年7月の古着古金等渡世之者取締規則(東京府乾第191号)では質屋同業組合の結成、新規加入業者の強制参加、鑑札制などが規定されていたが、民間の両替業務は、徳川期からの慣例を継承して「盗之品並遺失品搜索便利之為メ」に禁止されることはなかった。しかし、1876年8月の国立銀行条例の改正に準じた措置と思われるが、同年11月の八品商取締規則(警視庁布達甲第8号)では両替商は商業の対象外とされているので、この時点で銀行業と質屋業が分離されたといえるものの、ともに金融機関として位置づけられていた。¹²⁾

1884年3月には質屋取締条例(太政官布告第9号)が制定され、さらに1895年9月には質屋関係の本格的な法律として質屋取締法(法律第14号)が公布され、同法は1900年、1905年、1910年の3回にわたり改正されたが、¹³⁾1950年5月に質屋営業法(法律第158号)が制定されるまで、質屋の営業は基本的にこの質屋取締法と同年の質屋取締法細則(内務省令第9号)などに依拠して運用された。質屋取締法は許可主義にもとづいていたので、質屋業者は管轄の行政庁(東京府の場合は警視庁)に届出・免許取得の必要があったが、政府による監督は「全ク^{ぞうひん}贓品[盗品]遺失品竝ニ衛生ニ関スル取締ニ過キ」¹⁴⁾なかったという。

質屋の業態は、経営主体からみると私営(民営・営利)質屋と公益(公営)質屋(市営・町営)にわけられ、また営業形態からみると専業質屋(直質店)と兼業質屋にわけられる。経営組織で見ると、1925年2月末の東京質屋組合の調査では、市内質屋499店のうち98%が個人経営で、1店当たりの従業員数は1名程度であった。¹⁵⁾1932年末の東京質屋組合の調査では、東京旧市部408店のうち直質店(含子質)が383店(94%)で、1店当たり店員1.84人、家族従業者1.35人、合計3.19人(男女比はほぼ9:1)であったので、¹⁶⁾質屋業者の大半は個人・家族経営の直質店であった。

専業・兼業別についてみると、1910年前後には専業質屋が76%、古物商・古着商、物品販売、金融業などをかねる兼業質屋が¹⁷⁾24%であり、1924年には市内質屋514店のうち専業が387店(75%)、兼業が127店(25%)であった。¹⁸⁾残された統計からみると、この間変化がなかったよう

12) 渋谷隆一・鈴木亀二・石山昭次郎『日本の質屋』早稲田大学出版部、1982年、612-615頁。ここでいう八品商とは「商業ヲ営ム者」の「総称」で、本来の意味は質屋のほか古着屋、古着買、古鉄屋、古鉄買、古道具屋、小道具屋、唐物屋の8業種であった(戸沢行夫「八品商としての質屋」『史学』第51巻第4号、1982年3月)。

13) 東京質屋組合『質屋利子の研究』27-28頁。

14) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」105頁。

15) 東京市役所『質屋業ノ統計調査』25-27頁；東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1046-1048、1050-1051頁。

16) 東京質屋組合『質屋利子の研究』476-477頁、折込付表。

17) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」118-141頁。この時期から、債権売買、電話売買、年金貸付、物品保管などの副業が増加する傾向にあったという(小笠原繁夫『質屋之研究』良明堂書店、1913年、74頁)。

18) 東京市役所『質屋業ノ統計調査』24頁。東京市社会局会社部「質屋に関する調査」は、本業96%としている(1046頁)が、調査方法に問題がある。

[大会小特集 パネル] 戦前期東京における質屋業の統計的分析 (杉山伸也)

にみえるが、大戦ブームのなかでいちど専門化がすすみ、戦後不況から震災の過程で質屋業だけでは経営の維持がむずかしくなったために兼業が増加したと指摘されている¹⁹⁾。

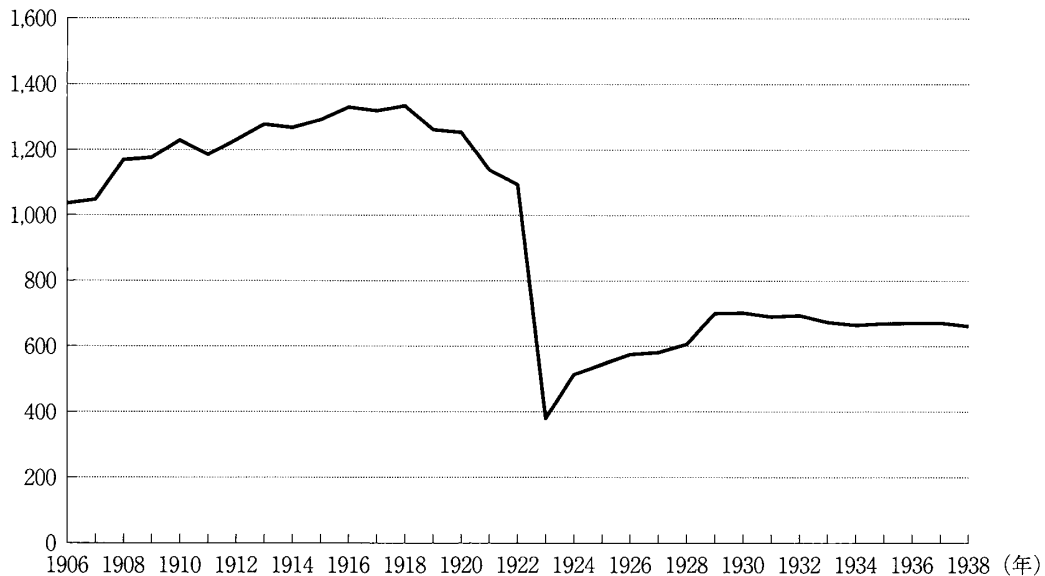
(2) 質屋業者数の動向

1851 (嘉永4) 年の株仲間再興令による組合再興時に 1,752 店あった江戸市中の質屋業者は、幕末・維新期の経済的混乱で倒産が続出し、1869 (明治2) 年には 1,258 店に減少したという²⁰⁾。東京市における質屋の創業年についてみると、1925 年 2 月現在で開業している市内質屋 499 店 (申告漏れ 2 店) のうち、明治以前の創業が 31 店 (6%)、明治年間で 233 店 (47%)、大正年間で 233 店 (47%) で、90% 以上が明治以降に創業している²¹⁾。

徳川時代には質業者は両替商を兼営していたといわれるが、明治初期の東京においては質屋の銀行業あるいは銀行類似会社への転換はほとんどみられないので、さきの国立銀行条例など銀行業に対する規制強化とともに、質屋業者は動産担保の質屋業務に特化したと考えられる。明治期には銀行以外の金融機関に対する規制はゆるやかで、また庶民金融に対する需要も拡大していたと推測されるので、質屋業への参入は比較的容易であったと思われる。本パネル報告が対象とする T 質店も明治期の創業であった。

東京市旧市部 15 区における質屋業者数の推移をみると (図 1)、1918 年に 1,334 店でピークに

図 1 東京市 (旧市部 15 区) 質屋業者数の推移 (1906~38 年)



注) 質屋数は各年 12 月末。1928~32 年は公益質屋を含む。

資料) 東京市編『東京市統計年表』各年より作成。

19) 東京市役所『質屋業ノ統計調査』22 頁。

20) 小笠原『質屋之研究』12-34 頁；日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」88 頁；幸田成友「質屋について」『商学研究』第 4 巻第 1 号 (1924 年 5 月)；東京市役所編『無産者金融機関』15-35 頁；東京質屋組合『質屋利子の研究』10-26 頁。

21) 東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1049-1050 頁。ただし、この数値は震災後の調査であるため、地域的バイアスがかかっている可能性が高い。1924 年以降開業の 76 店の大部分は、「震災後一時廃業したるものが再び開業したるものである」(同書、1050 頁)。

22) 東京質屋組合『質屋利子の研究』26 頁。

達したあと、第一次大戦後の不況の影響で減少傾向にあった。この原因は利回りの低下と営業費の増加による収益の減少にあったといわれるが、質屋数の減少はそのまま廃業を意味したわけではなく、新規開業もあったので、廃業数は減少分以上となる。事実、1919年～22年には開業数39店に対して廃業は279店にのぼった。²³⁾1923年の関東大震災はこうした減少傾向に拍車をかけた。なかでも神田、日本橋、京橋、浅草、本所、深川の各区は壊滅的な打撃をうけ、質屋数は408店にまで激減した。²⁴⁾東京質屋組合の質屋震災害調によると、組合員1,083店のうち730店(67%)が震災による火災の被害をうけ、焼失質物見積額は2,159万円にのぼったという。²⁵⁾

震災後、私営質屋の営業に影響をおよぼしたのは、1927年3月制定の公益質屋法(8月施行)による公益質屋の登場であった。公益質屋は社会政策的見地から下層階級の救済を目的とするもので、東京市の場合、1919年の東京府社会事業協会の創設を嚆矢とするが、1924年に市営質屋4店舗が設置され、28年には11店、36年には30店に増加した。公益質屋の貸出額は低額であったが、質物評価額は高く、また貸出利率も低利で、私営質屋と競合した。しかし、昭和恐慌期には運転資金の欠乏と貸付金の回収不能と利払いの停滞で、公益質屋の経営状況は深刻化したという。²⁶⁾

2 質屋ビジネス

(1) 貸出の動向と顧客

質屋の営業の核心は、質物価格の鑑定評価と入質による利子の取得にあった。「入質物ノ主ナルモノハ何レモ日常使用品デ少額零細ナモノガ多イ、従ツテ製造工業ノ発達ト共ニ是等大量生産品ノ価格ハ次第ニ低廉シテ之ガ有利ナル処分ハ困難ナルノミナラズ商品ノ種類品質ハ多種多様複雑トナリ品質価格等ノ鑑定ハ特殊ノ知識ヲ要スルカラ其ノ営業ハ決シテ容易デハナイ」と指摘されるように、質屋が取り扱う質物は、「価格ノ鑑定容易」、「処分ノ容易」、「流行ノ変遷激甚ナラサル」、かつ「保管上物品ノ変質少キ」が重要な条件とされている。²⁷⁾

貸出金額は古着商・古物商への売却価格を標準に、質物評価額の半額ないしは3分の1相当、つまり原価(質置主の購入価格)の30%～40%²⁸⁾、あるいは「新品にて定価の約三割、時価の約八割程度」が通例であった。²⁹⁾有価証券の質入が多いのは東京株式取引所や東京米穀商品取引所近辺の日本橋区の質屋で、「質屋ノ有価証券ニ対スル貸出金ハ、銀行ニ比シ遙ニ多額ナルニ因ルモノ」³⁰⁾

23) 東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1045, 1049頁。

24) 東京市役所編『無産者金融機関』42頁。

25) 東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1043-1044頁。

26) 東京市役所『質屋業ノ統計調査』79-80頁；東京市統計課「市内質屋に関する調査」50頁；『東京朝日新聞』1931年2月5日および4月26日；東京市企画局統計課「市民の質屋利用状況」(1)『東京市公報』1937年12月21日。

27) 東京市役所『質屋業ノ統計調査』8頁。東京市統計課「市内質屋に関する調査」5頁、および東京市役所編『無産者金融機関』44頁にも同様の記述がある。

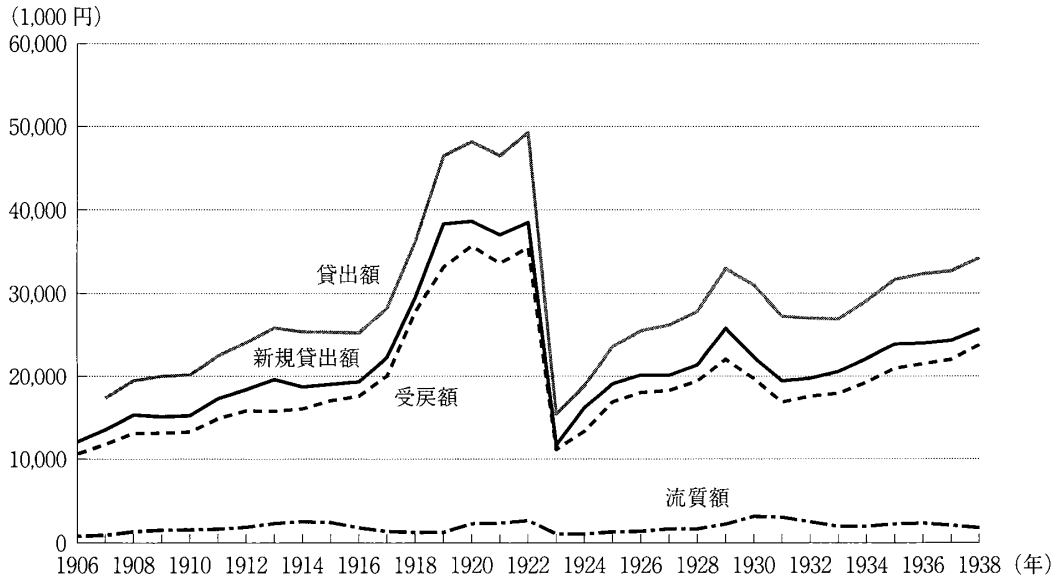
28) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」91, 98頁。

29) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」91-92頁。

30) 東京質屋組合『質屋月報』第58号(1935年3月), 10頁。

【大会小特集 パネル】 戦前期東京における質屋業の統計的分析 (杉山伸也)

図 2 東京市 (旧市部 15 区) 質屋貸出・受戻・流質額 (1906~38 年)



注) 貸出額は、前年繰越額+新規貸出額。1923年は日本橋区および深川区を除く。1928~32年は公益質屋を含む。

資料) 東京市編『東京市統計年表』各年より作成。

であったという。³¹⁾

質物鑑定評価技術については、たとえば小笠原『質屋之研究』に詳しい記述がみられ、³²⁾また東京質屋組合の『質屋月報』には、衣類や時計、カメラ、ミシンなど主要な質物の鑑定評価の方法や新品・中古品の詳細な価格表が掲載されているので、評価額に若干の高低差はあるにしても、質屋業者間ではほぼ標準的な価格に関する情報が共有されていたと思われる。

図2は東京旧市区15区の質屋の貸出・受戻・流質額をしめしているが、一見して関東大震災の影響の大きさが明らかである。質屋の貸出額の規模は震災前の4,800万円から震災後には約3分の1に縮小し、それ以降も1930年代末までに70%程度回復したにすぎなかった。年間の総貸出額は前年の繰越額に新規貸出額を加えた額であるが、総貸出額は大戦期の1916年以降19年まで急増し、22年にピークをむかえた。新規貸出額も1916年以降増加したが、19年には頭打ちになり、19年から22年までの貸出規模は3,800万円前後で推移すると同時に繰越高も漸増した。

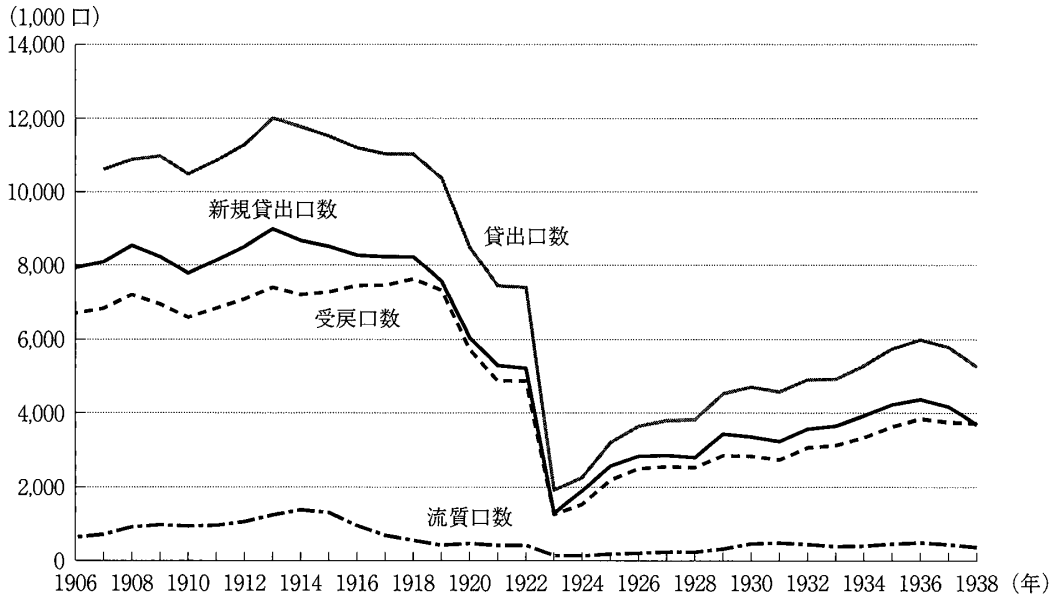
貸出額の増加は、大戦期のインフレの影響も大きいと思われるので、貸出・受戻・流質口数(図3)をみると、図2とは異なり、貸出口数は1919年までほとんど変化がなかったが、19年から22年にかけて減少し、関東大震災で激減している。震災以降は回復するものの、1930年代後半期にいたっても半分程度しか回復しなかった。

つぎに、質物1口当たりの年間平均貸出・受戻・流質額(図4)をみると、1914年以降のインフレを反映して1口当たりの貸出額は急増し、23年に8.83円でピークに達したが、震災で貸出口数が激減したものの、1口当たりの貸出額の減少は小さく、震災の影響は限定的であったとい

31) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」96-97頁。無記名有価証券や小切手も取引上動産とみなされた(東京質屋組合『質屋利子の研究』38頁)。

32) 小笠原『質屋之研究』第2編第3章。

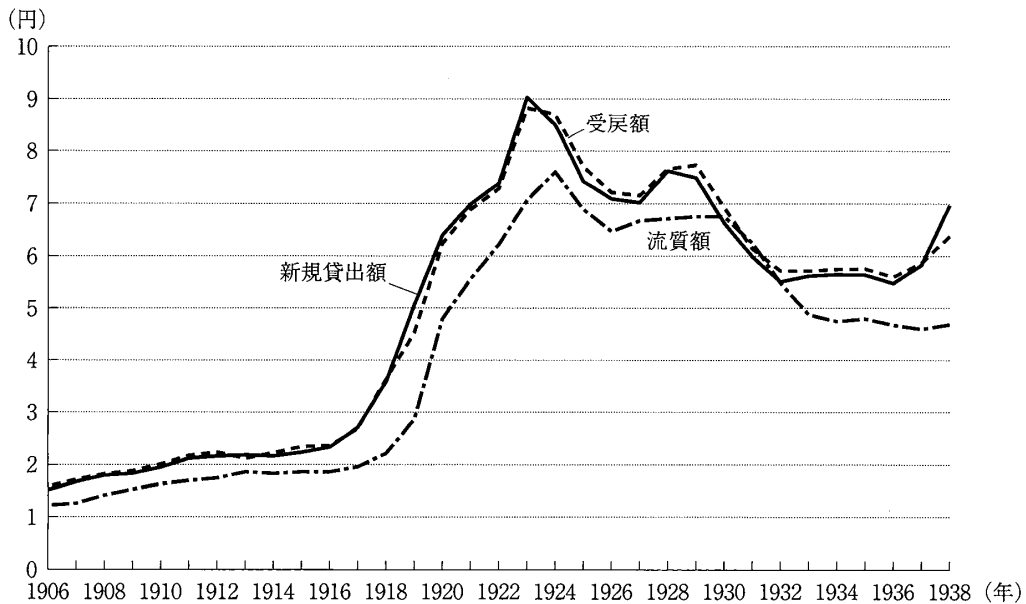
図3 東京市(旧市部15区)質屋貸出・受戻・流質口数(1906~38年)



注) 貸出口数は、前年繰越口数+新規貸出口数。1923年は日本橋区および深川区を除く。1928~32年は公益質屋を含む。

資料) 東京市編『東京市統計年表』各年より作成。

図4 東京市(旧市部15区)質物1口当たり年間平均貸出・受戻・流質額(1906~38年)



注) 1口当たり平均金額は、原表に記載のある年もあるが、再計算した。1923年は日本橋区および深川区を除く。1928~32年は公益質屋を含む。

資料) 東京市編『東京市統計年表』各年より作成。

ってよい。貸出額は、1920年代の7円~8円から30年代には5円~6円に低下している。とくに1932年以降は1口当たりの貸出額・受戻額が下げ止まるのに対して、流質額は継続して減少しており、これは寝質の増加をしめしている。

質屋を利用するためには、通常は保証人(紹介者)が必要で、質物契約書をむすぶ必要があった。明治末期には、「質屋ノ顧客ハ下級細民ニ尤モ多キハ勿論ナルモ」「近時質屋ノ顧客ハ下級ノ貧民ヨリモ寧ロ中産者ノ顧客ヲ増加シツ、アルノ傾向³³⁾」と指摘されているように、質屋市場はしだいに貧困層から中産者に拡大したと思われる。東京市内の質屋の調査では、少額質物の質入主

貸出では10月以降が多く、「最モ多忙ナルハ年末」、つぎに5月と9月の「更衣ノ季節」であつた。³⁸⁾受戻も10月以降が多く、一般に12月は貸出高よりも受戻高の方が多かったという。³⁹⁾受戻では、「高価なる質草程損失率大なる為努めて受戻をなす」傾向がつよく、本所、深川、浅草、下谷など「労働者、薄給者、貧困者等の比較的多く蝸集セル」地域では、生活必需品が比較的多く入質されるために受戻の比率が高いという指摘もある。⁴⁰⁾

流質期限(流期)は通常4カ月、書籍・時計・道具類・嵩高物は3カ月で、流期の翌月3日を経過したときは質置主に通知することなく流質処分が可能であったが、現実には質屋の裁量で質入主や質物価格を考慮しておこなわれた。1932年の調査では、旧市部質屋の74%の流質期限は6~8カ月であったが、質屋にとって流質処分は望ましいものではなく、流期の長期化は運転資金の固定化と資金回転率の低下にともなう利回りの低下を意味し、また相場の変動による不慮のリスク回避のために、はやめに処分する傾向があつたという。⁴¹⁾

(3) 貸金利率と利息計算法

貸金の最高利率は、質屋取締法第9条により25銭以下月1銭、1円以下月4% (年利48%)、5円以下3% (同36%)、10円以下月2.5% (同30%)と定められていたが、10円1銭以上の利率については同法に規定はなく、1877年制定の利息制限法(太政官第66号布告)が適用された。貸出利率は質物の種類や貸出金額の多寡によって異なり、年利では20%~48%となるが、他の金融機関の金利との連動性はなく、利率は質屋と質物および質入主との相対関係で決まる裁量的な要素がつよかつた。1920年代前半の東京質屋組合の普通利率は、市部の私営質屋で31%、郡部の私営質屋で30%、公営質屋でも25%であつた。⁴²⁾

利息計算法は月割で、計算期は月末であつた。したがって、月末に質物を預け入れ、翌月に受戻をする場合には2カ月分の利息を支払わなければならなかつたが、翌月3日までの3日間は猶予期間とされたために、質屋は「月初1日ヨリ3日迄最モ頻繁多忙」であつたという。⁴³⁾

3 質屋の資産規模と経営

(1) 資本金規模

貸出金額(貸出現在高)は質屋の規模に相応するもので、「質屋ニハ比較的資産者多ク」という記述がある一方、⁴⁴⁾「東京地方に於ては自己の全資本のみに依て経営するものは比較的尠く、大体

37) 東京市役所編『無産者金融機関』86頁。1923年の流質額が多いのは、震災による焼失入質物件が流質物として処理されたためである(同書、87頁)。

38) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」96頁；東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1070-1071頁。

39) 楠見一正「私営質屋の概況」『経済論叢』第27巻第4号(1928年10月)、146頁。

40) 東京市役所編『無産者金融機関』89頁；日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」96頁；東京市統計課「市内質屋に関する調査」1930年2月、28-29、31頁；東京市企画局統計課「市民の質屋利用状況(2)」『東京市公報』1937年12月23日、2811頁。

41) 小笠原『質屋の研究』70頁；東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1072頁；東京質屋組合『質屋利子の研究』、434-435頁。

42) 東京市役所『質屋業ノ統計調査』76頁。

43) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」92-93、96頁。

【大会小特集 パネル】 戦前期東京における質屋業の統計的分析 (杉山伸也)

表 1 東京旧市部資産規模別質屋業者数 (1913年5月調)

金額 区	1万円 以下	1万円 ~3万 円未満	3万円 ~5万 円未満	5万円 ~10万 円未満	10万円 ~20万 円未満	20万円 ~30万 円未満	30万円 ~50万 円未満	50万円 ~75万 円未満	100万円 ~150万 円未満	300万 円以上	その他	計
麴町	2	2	5	1		1	1				1	13
神田	23	7	7	6	7	1	3	1			7	62
日本橋	13	6	12	3	5	2	1	1	1	1	4	49
京橋	10	8	13	5	3		1				6	46
芝	20	16	12	4	5		1				6	64
麻布	4	1	6	2	4							17
赤坂	4	1	3	1	2	1	1					13
四谷	5	1	2	1	1	1						11
牛込	2	1	3	1	1	2					2	12
小石川	6	2	5	2	3	1					1	20
本郷	6	5	7	3	1	1	1	1	1		1	27
下谷	14	8	7	3	2				1		4	39
浅草	21	5	16	8	4		1	1			7	63
本所	10	14	11	2	4			1			3	45
深川	6	7	6	3			1				2	25
計	146	84	115	45	42	10	11	5	3	1	44	506
%	28.9	16.6	22.7	8.9	8.3	2.0	2.2	1.0	0.6	0.2	8.7	100.0

注) 「その他」は「未詳」「無資産」「負債」と記載のあったもの。質屋会社 22 社を含む。

資料) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」1913年7月；日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編，第25巻，大蔵省，1961年，118-141頁より作成。

に於て他より資金の供給を受けて業務を営んで居る状態⁴⁵⁾という指摘もある。1910年における東京市内の質屋業者の資産規模別内訳をみると(表1)，調査対象の506店は同年の市内の質屋業者数の約40%に相当するが，5万円未満が68%，10万円未満が77%で，50万円以上は9店にすぎなかった。1932年についての東京質屋組合による調査の総資本金額別内訳をみると1万円以下が18%，1万~3万円が50%，3万~5万円が20%で，資本金規模3万円以下の中小質屋が68%をしめていた⁴⁶⁾。

質屋間の特徴的な資金融通に，親質屋・子質屋間の転質がある。親質屋は直質店の場合もあれば兼業の場合もあるが，かならずしも資産規模が大きいわけではなく，また子質屋には親質屋からのれん分けして独立した直質店が多い。親質屋による資金融通の状況が判明する1924年についてみると，親質屋は市部では計8店(牛込2，麴町，芝，麻布，四谷，小石川，深川各1)があるだけで，子質屋20店に対する貸付高は1万411口，計12万9,541円，親質1店当たりの年平均融通額は1万6,193円，子質1店当たりの平均被融通額は6,477円で，貸付総額に対する割合はわずか0.9%にすぎなかった⁴⁷⁾。

1932年の東京市全体の資金の借入先についての調査によると，653店，借入総額382万

44) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」90頁。

45) 東京質屋組合『質屋利子の研究』1頁。

46) 東京質屋組合『質屋利子の研究』344-345頁。

47) 『東京市統計年表』1924年，1146-1147頁；東京市役所『質屋業ノ統計調査』72-75頁。東京の親質屋の事例としては，福島屋質店(渋谷・鈴木・石山『日本の質屋』384-399頁)，および大和屋浅古質店(斎藤博『質屋史の研究』新評論，1989年，第3章および第5章)がある。

8,760 円のうち、個人が 289 店、193 万 473 円（借入総額の 50%）、親質屋が 119 店、60 万 7,615 円（同 16%）、銀行が 116 店、72 万 8,048 円（同 19%）、以下信用組合、信託会社・保険会社などその他の金融機関となっている。⁴⁸⁾ 転質による資金融通の金利は 14~18%、貸出金利よりも若干低利で、質物選択や価格鑑定はきびしいものの、月割計算にもとづく猶予期間は 4 日であった。親質屋も所有不動産や有価証券を担保として銀行からの資金融通に依存することもあり、質屋銀行として宮城屋貯蓄銀行（資本金 5 万円）や尾張屋銀行（資本金 120 万円）があった。⁴⁹⁾

質屋の資本は固定資本と流動資本（運転資本）からなり、営業用土地、店舗・倉庫などの建物、営業用什器などの固定資本の比率が高く、1910 年代で全資本額の 30% をしめていた。⁵⁰⁾ 1920 年代半ばの東京市社会局の調査では、質屋の営業開始資金は最低でも倉庫・店舗など固定資本が約 1 万 5,000 円、貸出資金 2 万円と推算されているので、⁵¹⁾ 固定資本の比率は 43% になる。1932 年の東京質屋組合についての調査によると、東京市旧市部所在質屋業者の 1 店当たり平均資本額は、固定資本が 8,921 円、運転資本が 2 万 315 円、⁵²⁾ 総資本額は 2 万 9,236 円となるので、固定資本の比率は 31% になる。

東京市内の質屋の倉庫保有状況について、1925 年 2 月の東京質屋組合の調査によると、住宅の一部を倉庫として使用している店舗も多く、約 80% が倉庫を保有し、倉庫を保有しない質店が約 20% であった。とくに日本橋、京橋、浅草では、半数以上の質屋が倉庫を保有していなかった。⁵³⁾

(2) 資金の運用状況——貸出額と回転数

質屋の各年の総貸出額は年初現在高（前年末繰越高）と新規貸出高の合計額であるので、総貸出額は入質高に相当するが、1924 年および 32 年の調査によると貸出現在高は運転資本の 80% で、20% は営業準備金にあてられていた。⁵⁴⁾ 東京市質屋 1 店当たり年間平均貸出額をみると（図 6）、1920 年に 4 万 8,435 円でピークをむかえ、29 年に 4 万 7,112 円で 2 度目のピークをむかえている。1920 年代の 1 店当たり平均貸出額は 4 万 3,738 円、30 年代は 4 万 4,745 円で大きな差はなかったものの、⁵⁵⁾ 新規貸出額と繰越高の比率は 20 年代の 4 : 1 から 30 年代には 3 : 1 になっていることから、預入期間が長期化していることがうかがえる。

48) 東京質屋組合『質屋利子の研究』421 頁。

49) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」101-102 頁。質屋銀行については、渋谷・鈴木・石山『日本の質屋』366-371 頁。

50) 小笠原『質屋之研究』49 頁。

51) 東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1054 頁。

52) 東京質屋組合『質屋利子の研究』350, 358, 362 頁。「〈座談会〉青年店主に創業を聴く」『質屋月報』第 74 号（1936 年 7 月）、も参照。

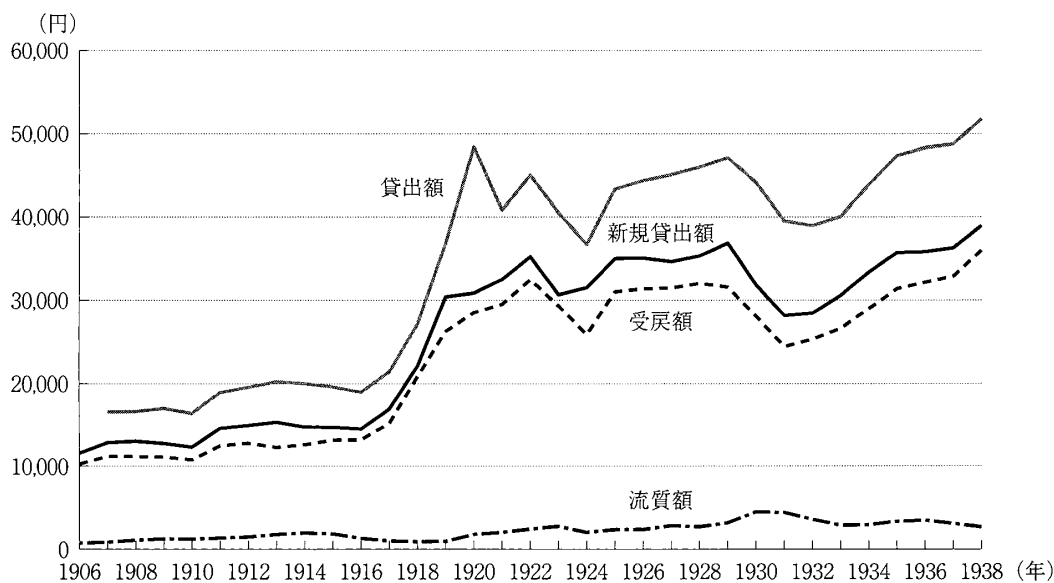
53) 東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1051-1054 頁；東京市役所『質屋業ノ統計調査』19-22 頁。倉庫の構造は土蔵が 60%、木造が 20%、そのほか石蔵・コンクリート造であった。

54) 『東京市統計年表』1924 年、1120-1121 頁；東京市役所『質屋業ノ統計調査』第 1 表；東京質屋組合『質屋利子の研究』363-364, 368 頁。

55) 東京市社会局会社部「質屋に関する調査」は、震災による質屋 1 戸当たりの焼失質物見積額の平均が 3 万円であったことから年間新規貸出額を約 3 万円としている（1043, 1054, 1056-1057 頁）が、調査対象年は震災の影響で新規貸出額が低下した年であるため過小評価になっていると思われる。

【大会小特集 パネル】 戦前期東京における質屋業の統計的分析（杉山伸也）

図 6 東京市（旧市部 15 区）1 店当たり年間平均貸出・受戻・流質額（1906～38 年）



注) 貸出額は、前年繰越額+新規貸出額。1店当たり平均金額は、原表に記載のある年もあるが、再計算した。

1923年は日本橋区および深川区を除く。1928～32年は公益質屋を含む。

資料) 東京市編『東京市統計年表』各年より作成。

運転資本は、月末貸出額の年間平均あるいは年間貸出高の3分の1⁵⁶⁾、いいかえると年間貸出高は運転資本の約3倍であった。1916年末の調査では、市部1店当たり運転資本金は平均5,285円⁵⁷⁾で、運転資本に対する貸出額の比率、すなわち資本回転率は3.82であった⁵⁸⁾。震災前の運転資本金は1店当たり平均約3万円で、25年初には約半額に減少したといわれるが⁵⁹⁾、1924年末の東京市の調査では、資本回転率は市部で3.03、郡部で2.51、平均2.81とされている⁶⁰⁾。しかし、1924年の統計によると、1店当たりの運転資本金は1万408円、平均貸出額は3万6,686円であったので、資金回転率は3.52となる⁶¹⁾（表2）。

1930年10月の東京市役所の調査でも年3回転⁶²⁾とされているので、大戦や震災をはさんで1920年代末までは資本回転率に大きな変化はなかったと考えられる。しかし、30年代になると状況は変化し、1932年の東京質屋組合の調査では、旧市部の年間資本回転率は2.19、したがって受戻平均期間が5ヵ月半に長期化している⁶³⁾。1920～38年の1店当たり平均新規貸出額は3万3,500円で大きな変化はなかったものの、資本回転率は20年代の3回転から30年代には2回転へ鈍化している⁶⁴⁾ので、資金の効率性は低下し、全体として質屋経営は悪化したといえる。

56) 『質屋利子の研究』355頁。

57) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」102頁；竹内「東京市内質業に関する統計調査」35頁。

58) 竹内「東京市内質業に関する統計調査」109-110頁。

59) 東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1044頁。

60) 東京市役所『質屋業ノ統計調査』18-19頁。

61) 『東京市統計年表』1924年、1120-1121頁。1925年2月の東京市社会局調査でも3.5倍となっている（東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1057頁）。

62) 東京市役所編『無産者金融機関』8頁。

63) 東京質屋組合『質屋利子の研究』371-372頁。

表2 東京市質屋業者の市区別経営状況 (1924年)

(単位:円)

市区	質屋数	運転資本金	1店当たり平均 運転資本金	1店当たり平均 貸出額	資本回転率
麴町	13	218,600	16,815	58,860	3.50
神田	31	219,800	7,090	25,383	3.58
日本橋	12	56,575	4,715	11,021	2.34
京橋	24	138,500	5,771	18,834	3.26
芝	44	579,200	13,164	49,443	3.76
麻布	28	400,700	14,311	51,257	3.58
赤坂	14	303,000	21,643	57,455	2.65
四谷	32	419,100	13,097	41,416	3.16
牛込	58	817,254	14,091	48,800	3.46
小石川	64	655,900	10,248	36,492	3.56
本郷	61	647,096	10,608	44,976	4.24
下谷	41	295,722	7,213	24,303	3.37
浅草	50	312,130	6,243	22,476	3.60
本所	21	161,530	7,692	29,604	3.85
深川	21	124,700	5,938	15,653	2.64
計	514	5,349,807	10,408	36,686	3.52

資料) 東京市編『東京市統計年表』1924年, 1120-1121頁より作成。

(3) 質屋の経営

1925年2月の東京市社会局会社部の調査には、23年10月～24年4月末の7カ月間の市内某質屋の経営状況が掲載されている。震災直後の期間であることを考慮にいれる必要があるが、質物に関する資金総額は3万1,889円で、収入は質物利子6,596円や流質処分による利益606円など計7,340円、支出は給料、営業費、税金、雑費など計4,189円で、差引利益金は3,151円、利回りは18.4%、利益率は年16.9%となる。⁶⁴⁾年換算すると、資金総額は5万4,700円、運転資本はその3分の1として約1万8,200円となるので、この質屋は平均的なタイプといてよい。

質屋の経営状況についての詳細な調査には、東京質屋組合(1930年より東京質屋組合)による1916年末の調査と1932年末の調査がある。1916年末の調査によると、同年の運転資金総額581万3,751円に対して利子収入総額は150万4,317円で、平均利回りは25.9%となる。⁶⁵⁾1910年の日銀調査では質屋の資本利益率は25%以上とされているが、『東京市統計年表』に掲載されている1903～14年(1905年は欠)の質屋業者の市区別利益金をみると(表3)、「利益金」は利子収入と同義ではないとしても、利益率は平均で28.5%となるので、大戦前の利益率はこの程度であったと考えてさしつかえない。

1925年の東京市社会局の調査では質屋1店当たりの純利益は15%～20%とされているが、⁶⁷⁾

64) 東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1054-1056頁。

65) 竹内「東京市内質業に関する統計調査」111-112頁。竹内は、4カ月未満の受戻比率の高いことや貸出金の現状からみてこの数字はあまりに過小であるとして、利回りを110.8%と推定しているが、竹内の式にしたがって計算すると98.8%となる。竹内の議論に対する東京質屋組合による批判については、東京質屋組合『質屋利子の研究』451-452頁、を参照。

66) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」104頁。

67) 東京市社会局会社部「質屋に関する調査」1055頁。

【大会小特集 パネル】 戦前期東京における質屋業の統計的分析 (杉山伸也)

表 3 東京市質屋業者の市区別 1 店当たり経営状況 (1906~14 年平均)

(単位: 円)

市区	利益金	貸出額	運転資本金	利益率 (%)	<参考> 資本回転率 (1916 年)
麴 町	1,632	19,323	5,855	27.9	3.40
神 田	1,190	14,114	4,277	27.8	4.31
日本橋	1,213	13,894	4,210	28.8	3.28
京 橋	1,207	14,434	4,374	27.6	4.33
芝	1,259	13,844	4,195	30.0	3.65
麻 布	1,032	10,983	3,328	31.0	3.57
赤 坂	1,315	15,679	4,751	27.7	4.03
四 谷	1,030	14,057	4,260	24.2	3.53
牛 込	1,017	11,919	3,612	28.2	3.80
小石川	1,031	11,075	3,356	30.7	3.56
本 郷	1,052	11,692	3,543	29.7	3.70
下 谷	1,403	18,724	5,674	24.7	3.45
浅 草	1,254	14,505	4,395	28.5	3.95
本 所	1,077	12,615	3,823	28.2	3.82
深 川	1,001	10,835	3,283	30.5	4.08
全市平均	1,165	13,492	4,089	28.5	3.82

注) 1店当たり運転資本金は、資本回転率を3.3として推計。<参考>資本回転率のうち、京橋は京橋・月島2組合、浅草は浅草・浅草第2部組合の単純平均。

資料) 東京市編『東京市統計年表』1906~14年より作成。1916年の資本回転率は、竹内「東京市内質業に関する統計調査」110頁。

32年末の調査によると、親質兼業者25店をのぞく旧市部直質業者383店のうち90%以上が営業益を計上しており、1店当たり年間平均利子収入は4,955円で、そこから人件費、店舗・倉庫などの賃借料、税金、店舗・倉庫・在庫質物など火災保険料、広告費などの営業費3,084円(377店平均)と流質物処分損金などの経費を差し引くと年間利益金は1店当たり1,700円となる。利子収入高は質物在庫高(現在貸出高)の28%、営業利益はその34%に相当するので、利益は質物在庫高の9.5%になり、したがって8%前後の利益率をあげるためには、⁶⁸⁾ 年利30%~36%とする必要があり、利益率は総資本規模3万円~4万円において最大になるという。

おわりに——質屋の地域分布

最後に東京市の質屋の地域的分布の変化について検討しておこう。

表4-1および表4-2は、市区別の質屋1店当たりの平均貸出額および1口当たりの平均貸出額と変動係数をしめしている。変動係数をみると、1店当たり平均貸出額と1口当たり平均貸出額では趨勢が異なっている。1店当たりの平均貸出額では、大戦前にいったん縮小した市区間格差は大戦期のインフレとともにふたたび拡大し、この拡大の傾向は1930年代まで継続し、質屋規模の2極化の傾向が明確になっている。貸出額が質屋規模に相応しているとする、京橋、小石川、浅草、本所、深川区では小規模化している。それに対して、1口当たりの平均貸出額を

68) 東京質屋組合『質屋利子の研究』403, 440, 442, 459-460, 472頁。したがって、質屋業は「大資本の経営には絶対不適當のものであり、又人任せでは到底出来ない営業」であると指摘されている(同書, 1頁)。

表 4-1 東京市の質屋1店当たり年平均貸出額

(単位:円)

市区	1906年	1910年	1915年	1920年	1925年	1930年	1935年
麴町	17,100	20,241	21,453	42,669	59,745	53,740	54,198
神田	12,596	9,795	15,335	29,410	35,623	47,322	63,028
日本橋	10,365	13,096	17,264	30,313	33,885	32,778	33,540
京橋	12,134	13,182	14,405	37,844	36,212	44,586	39,488
芝	10,946	13,903	12,726	34,784	54,809	53,068	55,829
麻布	10,738	10,265	12,270	24,519	62,470	56,110	46,915
赤坂	13,947	14,208	17,201	35,300	67,165	84,822	107,749
四谷	10,646	13,381	14,852	36,827	51,000	42,032	50,597
牛込	9,418	10,087	14,583	30,652	45,986	42,924	42,216
小石川	10,684	9,506	12,946	30,761	39,062	35,906	36,545
本郷	9,819	11,955	12,261	30,158	51,359	47,397	47,663
下谷	15,872	15,589	19,125	39,684	35,719	36,830	60,975
浅草	10,811	15,199	16,191	29,699	39,800	44,132	49,774
本所	11,258	13,127	14,355	22,956	32,439	44,111	44,887
深川	11,197	10,541	10,954	21,218	20,926	35,844	39,323
市部平均	11,600	12,354	14,718	30,860	43,338	44,163	48,868
標準偏差	2,125	2,732	2,730	5,910	12,535	12,144	17,167
変動係数	0.18	0.22	0.19	0.19	0.29	0.27	0.35

資料) 東京市編『東京市統計年表』各年より作成。

表 4-2 東京市の質屋1口当たり平均貸出額

(単位:円)

市区	1906年	1910年	1915年	1920年	1925年	1930年	1935年
麴町	2.22	3.19	3.43	9.01	8.79	8.20	6.76
神田	1.91	2.45	2.82	7.96	8.53	7.11	5.84
日本橋	2.27	3.46	3.88	8.80	9.10	7.80	5.62
京橋	1.53	1.92	2.25	7.79	6.97	6.36	5.39
芝	1.47	2.21	2.27	7.56	8.67	7.36	6.08
麻布	1.65	1.71	1.80	5.97	8.18	7.04	6.21
赤坂	2.04	2.58	2.98	10.04	11.87	11.17	9.11
四谷	1.43	3.30	3.05	7.64	9.05	6.94	6.59
牛込	1.61	2.08	2.44	7.89	8.59	7.11	5.75
小石川	1.26	1.47	1.93	6.31	6.57	6.11	5.31
本郷	1.54	2.32	2.44	7.87	8.10	7.88	6.76
下谷	1.57	1.77	2.19	6.93	6.18	5.54	6.19
浅草	1.45	1.91	2.02	5.39	5.42	5.95	5.09
本所	1.12	1.45	1.97	4.24	4.75	5.50	4.68
深川	1.14	1.17	1.36	3.37	4.69	5.24	4.07
市部平均	1.52	1.96	3.43	6.40	7.36	6.59	5.69
標準偏差	0.342	0.670	0.644	1.734	1.867	1.418	1.113
変動係数	0.22	0.34	0.19	0.27	0.25	0.22	0.20

資料) 東京市編『東京市統計年表』各年より作成。

みると、大戦前にいったん縮小した市区間格差は大戦期に拡大するものの、大戦以降は1930年まで継続して縮小しており、赤坂区を別にすれば、20年代半ば以降1口当たりの小口化がみられる。

各区の特徴として、麴町、牛込、小石川、本郷などは「官吏多ク」、神田、本郷は「男女学生ノ取引者多シ」、下谷、浅草、本所、深川は「労働者其他細民ノ顧客多ク」と指摘されているが、⁶⁹⁾

[大会小特集 パネル] 戦前期東京における質屋業の統計的分析 (杉山伸也)

表 5 質屋業者 1 店当たりの経営状況 (1932 年)

(単位: 円, %)

市区	質屋数	平均貸出額	運転資本金 (a)	利子収入 (b)	営業費	純利益 (c)	利回り (b/a)	利益率 (c/a)
麴 町	14	43,183	19,718	5,192	3,497	1,695	26.3	8.6
神 田	42	44,449	20,296	6,496	3,716	2,779	32.0	13.7
日本橋	23	31,494	14,381	5,389	2,918	2,471	37.5	17.2
京 橋	39	35,846	16,368	4,742	3,086	1,656	29.0	10.1
芝	55	45,116	20,601	4,851	2,536	2,314	23.5	11.2
麻 布	26	40,520	18,502	4,776	2,398	2,378	25.8	12.9
赤 坂	12	90,980	41,543	12,871	4,672	8,199	31.0	19.7
四 谷	29	42,012	19,184	4,028	2,619	1,409	21.0	7.3
牛 込	51	33,745	15,409	3,793	2,335	1,458	24.6	9.5
小石川	59	28,537	13,031	4,638	2,362	2,276	35.6	17.5
本 郷	73	38,718	17,679	5,493	3,072	2,421	31.1	13.7
下 谷	70	36,082	16,476	4,293	2,653	1,640	26.1	10.0
浅 草	83	40,869	18,661	4,210	3,013	1,197	22.6	6.4
本 所	66	39,561	18,064	3,545	2,261	1,284	19.6	7.1
深 川	52	34,868	15,922	5,776	3,211	2,565	36.3	16.1
合 計	694	38,922	17,773	4,852	2,851	2,001	27.3	11.3

注) 市区別の運転資本金および資本回転率は詳細は不明なので、運転資本は同年の旧市部 15 区の平均資本回転率 2.19 として算出 (『質屋利子の研究』372 頁)。「純利益」は、利子収入から営業費を差し引いたもので、流質物処分損金は含まれていない。

資料) 東京市編『東京市統計年表』1932 年, 508 頁, および東京質屋組合『質屋利子の研究』付表より作成。

表 3 によると、大戦前の時期は、利益率では麻布、小石川、深川、芝が比較的高く、四谷と下谷が低いなど地域格差がみられるものの、のちの 1930 年代に比較すると大きな差ではない。質屋 1 店当たりの利益金をみると、麴町が断然 1 位で、以下、下谷、赤坂、芝、浅草とつづいている。日本銀行の調査では「市内ノ質屋中、浅草、下谷、本所等ノ方面ニハ、無資産又ハ薄資ノモノ頗ル多」⁷⁰⁾ かったとされるが、この段階でそのように断定することはむずかしい。

1920 年代における地域的分布について、さきの表 2 をみると、赤坂は別格としても、麴町、芝、麻布、四谷、牛込、小石川、本郷の 7 区と、神田、日本橋、京橋、下谷、浅草、本所、深川の 7 区の大きく 2 つのカテゴリーにわけることができる。利益率については不明であるが、別格の赤坂の資本回転率は低く、それに対して本郷、本所、芝などの資本回転率は高いことから、質屋経営はより順調であったことがうかがえる。本所、浅草では、資本回転率が比較的高く、また 5 円未満の小口質物が多かったため、これらの地域では受戻期間が短期の小口金融が主であったことが推測され、質屋が庶民金融機関として生活の一環となっていたことを物語っている。

表 5 は、1932 年の市区別の質屋の経営状況をしめしている。大戦前の表 3 と比較すると、利益率は明らかに低下しており、赤坂、小石川、日本橋、深川など利益率の高い地域と、浅草、本所、四谷など利益率の低い地域との格差が顕著になっている。最適資本規模が 2~3 万円と小さく、しかも専門的な技術や知識を不可欠とするという質屋の業態の特異性のゆえに、質屋業は地域住民密着型の金融機関として存在しつづけることが可能であった。しかし、昭和恐慌を境にこ

69) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」96 頁。

70) 日本銀行調査局「質屋ニ関スル調査」90 頁。

©『社会経済史学』80-3 (2014年11月)

うした2極化の傾向が明確になり、経営の小規模化と質物の小口化の進展にともなって質屋の営業は変化を余儀なくされたが、1938年には産業団体統制令により質屋組合は質屋商業組合に再編されることになった。